

一般社団法人岡崎薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人岡崎薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県岡崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及向上並びに健康及び福祉の増進に関する事業
- (4) 薬事・環境衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 薬局経営をとおして地域医療への貢献事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岡崎市及び幸田町において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) この法人は会員を対象とした共益に関する事業
- (2) 公益目的事業の推進に資する為の収益事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 岡崎市、幸田町に住所又は勤務場所を有する薬剤師で本会の目的及び事業に賛同し入会し、本会の規程により入会した者とする。
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し理事会が承認した個人及び企業・団体。

(3) 名誉会員・終身会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員・終身会員とすることを承認した者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は別に定める基準により理事会において可否を決定し、これを本人に通知する。ただし、名誉会員についてはこの限りではない。

3 前項の承認を受けたものは、別に定める入会金及び負担金を納付しなければならない。

(正会員の権利)

第8条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された社員の権利を行使することができる。

(義務)

第9条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るよう努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(処分・除名等)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、別に定める処分を行うものとする。

(1) 業務上不正行為があったとき。

(2) 薬剤師として職務を汚したとき。

(3) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。

(4) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき。

(5) 1年以上会費又は負担金を支払わないとき。

(6) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定する処分は理事会の決議を経るものとする。ただし、除名処分

については、その総会の開催日の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総会員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第13条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。
- 3 正会員の5分の1以上の署名があれば、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。
(議長の選出)

第18条 総会に、議長1名を置く。

- 2 議長は、総会において正会員の中から選出する。
(議長の職務等)

第19条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
(定足数)

第20条 総会は、会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。
(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
(決議)

第22条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、総会出席者の過半数の賛成が得られれば別途定める方法により選任する事ができる。
(書面表決等)

第23条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第 20 条、第 22 条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第 25 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 26 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15 人以上 20 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を会長、5 人以内を副会長、1 人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任等)

第 27 条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長、専務理事及び会計理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者を理事会において選定することができる。

4 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。なお監事においても同様とする。

5 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人若しくは職員である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。なお監事においても同様とする。

6 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねる事ができない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 31 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

第 32 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

3 役員に、旅費等の費用弁償をすることができる。

(顧問及び相談役)

第 33 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第 34 条 一般社団及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事である会長の選定及び理事の解職

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選

により議長を選定する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 41 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 協力機関

(愛知県薬剤師会等との協力)

第 42 条 本会は、理事会の決議により、愛知県薬剤師会等を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 職域部会及び委員会

(職域部会)

第 43 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。

2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第 44 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 前 2 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 会長は、毎事業年度経過後 2 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時総会に提出し、前項第 1 号の書類はその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 会長は、前 2 項の書類のほか、次の書類を作成し、本会の主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第 48 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の種別)

第 49 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 50 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 51 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 53 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(事務局の設置)

第 56 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 13 章 補 則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は波多野吉孝、業務執行理事である副会長は竹本達司、小林靖和、太田義穂、専務理事は久野和義とする。
- 3 本会の移行の登記後最初の理事は波多野吉孝、竹本達司、小林靖和、太田義穂、久野和義、井澤浩司、青木裕明、加藤了五郎、高村俊史、鈴木康司、高辻俊憲、松本俊彦、森口洋司、守谷みのり、山本恵美、とする。
- 4 本会の移行の登記後最初の監事は、林耕三、今泉孝朗とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。